

添付法令資料 3 :

医薬品のプロモーション及び広告に関する  
2026年4月16日付インドネシア共和国医薬品食品監督庁規則No.7 (目次)  
同月29日施行

第1章	総則 (第1条ないし第7条)
第2章	プロモーション
第1節	基準 (第8条)
第2節	プロモーション・メディア (第9条)
第3節	プロモーション実行者 (第10条及び第11条)
第4節	スポンサーシップ (第12条)
第3章	広告
第1節	基準 (第13条)
第2節	要件 (第14条及び第15条)
第3節	広告公開メディア (第16条及び第17条)
第4節	広告の承認の提出 (第18条)
第5節	申請者としてのアカウントの提出 (第19条及び第20条)
第6節	広告承認申請の提出 (第21条ないし第24条)
第7節	広告承認申請文書の評価 (第25条ないし第27条)
第8節	医薬品広告承認の発行の実施 (第28条)
第9節	広告承認の有効期間 (第29条)
第10節	再評価 (第30条)
第11節	例外 (第31条)
第4章	義務及び禁止
第1節	義務 (第32条ないし第34条)
第2節	禁止 (第35条ないし第39条)
第5章	監督 (第40条及び第41条)
第6章	行政処分 (第42条及び第43条)
第7章	経過規定 (第44条)
第8章	終則 (第45条及び第46条)